

■ Article (vol. 82) ■ .....  
アベノミクスの国家戦略特区について～規制緩和の観点から・税制面からも～  
税理士 富田光彦  
.....

## I. 国家戦略特区の概略

政権交代後、安倍内閣は我が国の過去20年の停滞を踏まえ、デフレからの早期脱却と再生の10年に向け、「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」の三本の矢（いわゆるアベノミクス）をうちだした。

その後、平成25年6月14日安倍政権が進める財政・経済政策の基本方針を、安倍首相自ら議長を務める経済財政諮問会議でまとめ、閣議決定に付した。すなわち生産設備や事業の新陳代謝を促す枠組みを構築し、思い切った投資減税で法人負担を軽減すること等によって積極姿勢に転じた企業を大胆に支援していくとする日本再興戦略の基本政策として規制改革会議が所掌する規制改革において国家戦略特区を創設するとした。

### ⇒国家戦略特区における規制改革メニュー

#### 1. 医療

医学部新設に関する検討

#### 2. 雇用

(1) 雇用条件の明確化

(2) 有期雇用の特例 有期雇用の期間延長を全国規模の規制改革として検討

#### 3. 教育

(1) 公立学校運営の民間への開放（公設民営学校の設置）

#### 4. 都市再生・まちづくり

(1) 都心居住促進のための容積率・用途等土地利用規制の見直し

都心におけるマンション建設に際し、オフィスビルに容積を移転するなどの特例措置を講ずる

(2) エリアマネジメントの民間開放

都市機能の高度化を図るための道路の占有基準緩和

(3) 滞在施設の旅館業法の適用除外

#### 5. 農業

(1) 農業への信用保証制度の適用

(2) 農家レストランの農用区域内設置の容認

#### 6. 歴史的建築物の活用

(1) 古民家などの歴史的建築物の活用のための建築基準法の適用除外

歴史的建築物に関する旅館業法の特例

## II. 国家戦略特別区域法案概要

政府は、11月5日内閣府に国家戦略特別区域諮問会議を設置する等を内容とす

る国家戦略別区域法案を閣議決定した。

同法案は国際競争力を強化する施設整備や海外からの投資を特区で実現するため、内閣総理大臣が「国家戦略特別区域諮問会議」を設置、特区ごとに基本方針を決定するトップダウン方式によることを明記。また特区ごとにも民間事業者や自治体の首長などを交えた「国家戦略特別区域会議」を設置し、実施事業を盛り込む区域計画の作成を進めるというものだ。また事業の実施には建築基準法などに特例を設け、国家戦略建築物整備事業や国家戦略市街地再開発事業などを実施できるようにした。

なお対象となる特別区域は来年早々には決定されるが、3大都市圏（東京・大阪・愛知）が中心となり外資を呼び込むという方向性が確認されている。

### Ⅲ. 税制による支援の議論

特区における税制優遇措置について、内閣官房は特区の固定資産税免除などの税優遇を要望したが、具体的にはさらに舞台を与党税制調査会に舞台を移し議論されることとなった。(11月28日現在)

#### ⇒内閣府の主な税制改革メニュー

1. 法人税率の引き下げは特区内に新設した企業を念頭に置いているとみられる。法人税（国税）の大幅な所得控除などにより、特区計画に定めた事業を手がける企業の税負担を軽減する。

2. 東京都によると、都内で40%の所得控除を認めれば地方税を合わせた法人実効税率は約20%とシンガポールや香港の水準に近づく。現在ある総合特区では20%（沖縄振興特区で40%）の所得控除が受けられる。

3. 機械や車両など償却資産への固定資産税の免除も求めた。大企業がある決算期の赤字を翌期以降に繰り越して黒字と相殺できる仕組みについて「黒字の80%まで」とした上限を緩める。

4. 特区内で設備投資や研究開発を促すため、全国ベースの減税より踏み込んだ措置にする。

これら要望は13日の自民党部会に示され、現在検討が続いており、年末に取りまとめる平成26年度税制改正大綱に向けて、自由民主党税制調査会などで議論し詳細を詰めることとなっている。

### Ⅳ. 自民党税制調査会の議論と大綱記載事項（12月12日公表）

1. 今後の国家戦略特区の税制を検討するに当たっての考え方を示した。
  - (1) 事業や指定される区域は、今後、特定に向けて検討される予定
  - (2) 現行の国際戦略総合特区は5つの事業類型を定めており、税制支援として所得控除、投資減税を措置。
2. 事業者の適正性を継続的に確認できる仕組み、租税回避を防止する仕組み

3. 国家戦略特区の検討事項（国税・地方税）
  - ・ 法人税率の抜本的引き下げ（法人税・法人住民税・事業税）
  - ・ 設備投資減税の創設（法人税・法人住民税・事業税）
  - ・ 研究開発税制の拡充（法人税・法人住民税・事業税）
  - ・ 欠損金の繰越控除限度額の上限緩和（法人税・法人住民税・事業税）
  - ・ 国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例の創設（所得税・法人税・個人住民税・事業税・法人住民税・事業税登録免許税）
  - ・ 民間都市開発事業税制の拡充（所得税・法人税・個人住民税・事業税・法人住民税）
4. 国家戦略特区の検討事項（地方税）
  - ・ 国家戦略特区において行われる特定事業の用に供するために取得した償却資産に係る特例措置の創設（固定資産税）
  - ・ 国家戦略特区において行われる民間都市開発事業に係る課税標準の特例措置の創設（固定資産税・都市計画税）
5. 沖縄税制関係事項
  - ・ 所得控除関係（法人税）
  - ・ 特区内の証券会社等を通じて上場株式等を譲渡した場合の個人の譲渡所得に対する非課税措置の創設（所得税）
  - ・ 設備投資減税（所得税・法人税）
  - ・ 沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置の拡充（航空機燃料税）

## V. 平成26年度与党税制大綱（12月12日公表）抜粋

### 1. 国家戦略特区

党税調の議論としては幅広くなされたが、具体性に向け、税制改正に対する影響はやや小幅にとどまったとの印象。とくに各特区候補地から求められていた法人実効税率引き下げは「引き続き検討する」との表現にとどまった。

～以下抜粋

企業にとって活動しやすい環境作りの契機とするため、国家戦略特区において行われるわが国の経済再生に大きく寄与する事業について、特区に認定されなかった地域とのバランスに配慮しつつ、積極的に税制で支援する。今般、医療分野を中核事業として支援することなどを決定したが、今後、特区における具体的な事業が決まった後、引き続き検討する。

なお、特区の事業が十分な効果を発揮するためには、国、地方公共団体及び民間事業者の緊密な連携が必要であり、事業推進のため、地方公共団体の自主的な取組が求められる。

### 2. 平成26年度税制改正項目（12月12日現在）

国家戦略特別区域法の制定に伴い、次の措置を講ずる。

- ① 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度等の創設
- ② 国家戦略特別区域法の国家戦略民間都市再生事業を定めた同法の区域計画で都市再生事業により整備される建築物について、特定再開発建築物等の割増償却制度における都市再生事業に係る措置の対象とする（所得税についても同様とする。）
- ③ 産業集積経済金融活性化特別地区において特定産業用設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度の創設
- ④ 戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度の適用期限を2年延長する。  
（地方税）
- ⑤ 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却制度の適用期限を2年延長する。

平成26年度税制改正大綱（自民党・公明党）

[https://www.jimin.jp/policy/policy\\_topics/pdf/pdf128\\_1.pdf](https://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/pdf128_1.pdf)

以上